

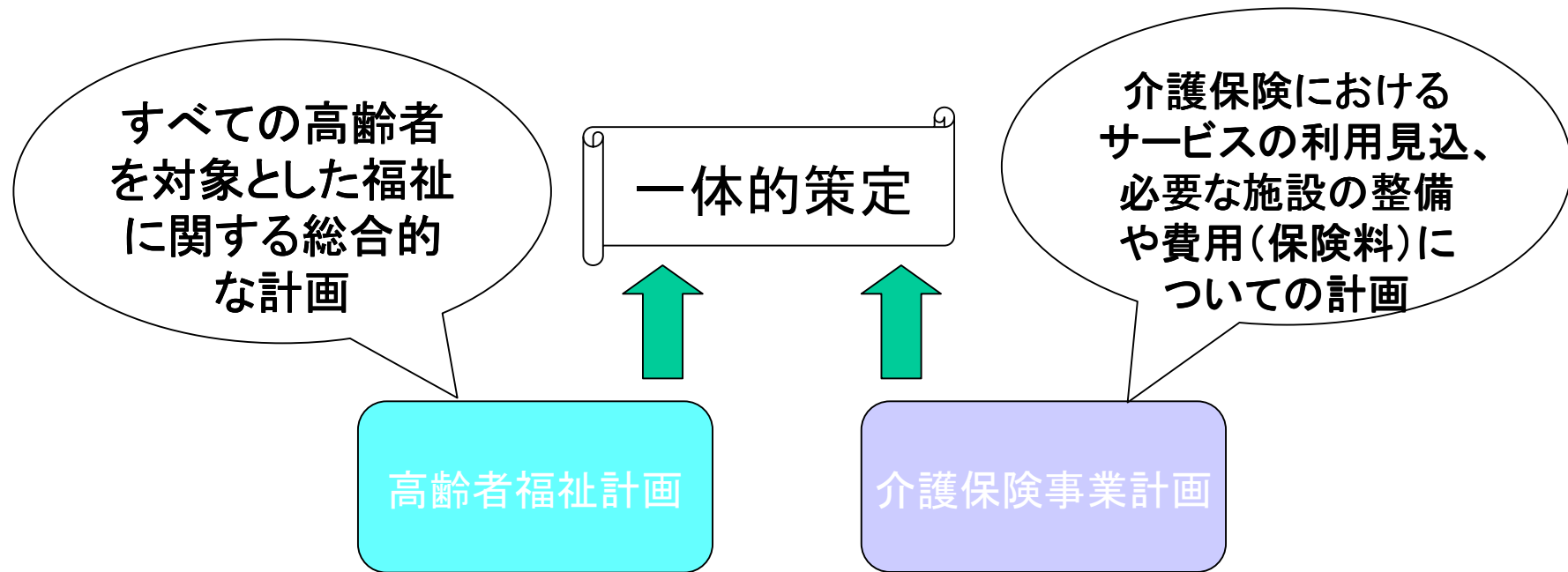
「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」 について

＝平成23年度第1回高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会資料＝

平成23年5月26日

健康福祉部 長寿支援課 介護保険課

1. 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画とは



- 介護保険法の規定により、介護保険事業計画は、**3年毎**に国が示す「**基本指針**」に沿って作成することとされている。
- 「基本指針」には、**計画の策定体制**や**計画に盛り込むべき項目**、**設定すべき目標値等**が定められている。
- 計画は、老人福祉法に規定する**市町村老人福祉計画と一体のもの**として 作成することとされている。
(老人福祉法にも同様の規定あり)

1. 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画とは(続き)

(1) 介護保険法の規定

(市町村介護保険事業計画)

第117条 市町村は、**基本指針に即して、3年を1期とする**当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする

4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

(2) 計画の期間

- ・ 第1期計画 平成12年度～平成16年度
- ・ 第2期計画 平成15年度～平成19年度
- ・ 第3期計画 平成18年度～平成20年度
- ・ 第4期計画 平成21年度～平成23年度
- ・ 第5期計画 平成24年度～平成26年度

※ 第1期、第2期は、「3年毎に5年を1期とする計画を定める」とされていたが、制度改正により「3年を1期とする計画を定める」こととなった。

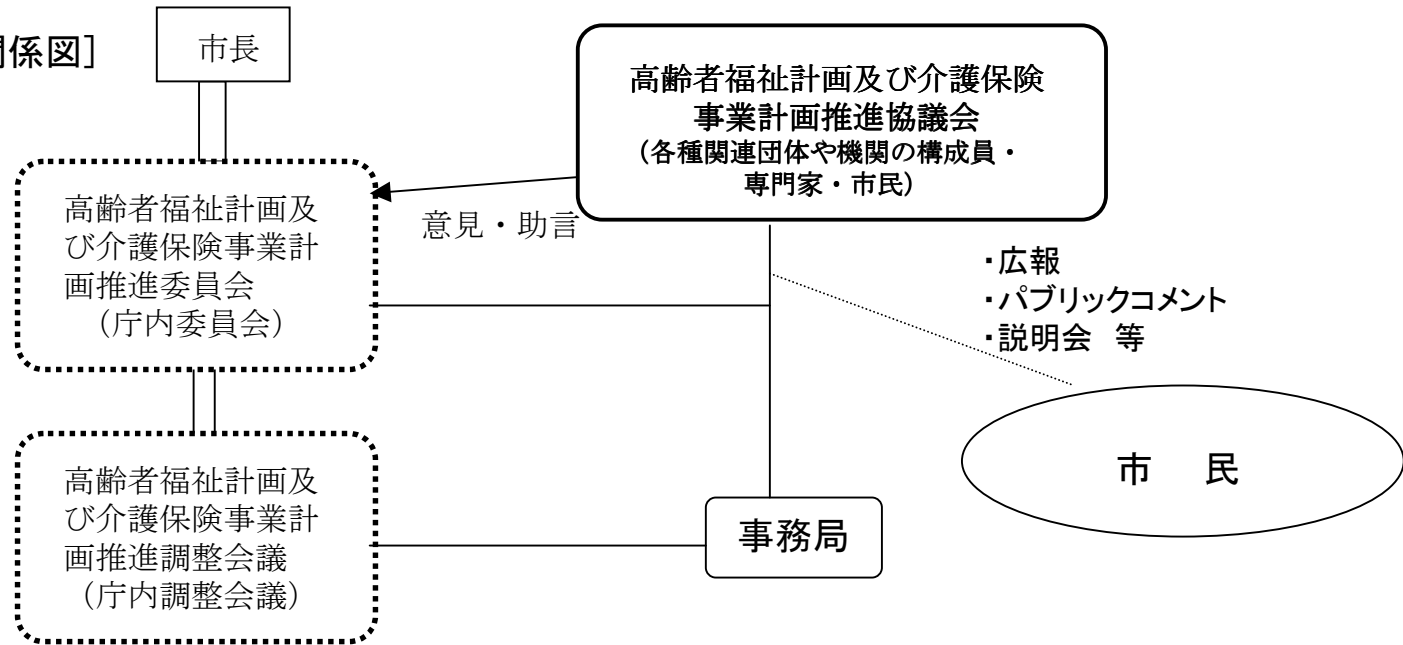
(3) 第5期計画の位置づけ

○ 第3～4期計画では、団塊の世代が高齢化する2015年(平成27年)の高齢者像を踏まえ、急速な高齢化の進展(特に独居高齢者、認知症の高齢者の増加等)、高齢者像と地域特性の多様化、高齢者を取り巻く保健医療福祉等の環境の変化等に対応した平成26年度までの目標を設定した。

第5期計画では第3～4期計画に引き続き、目標達成に向けた計画を策定するものである。

2 計画の策定・推進体制について

[策定・推進体制の関係図]



[構成及び役割]

推進協議会	構成	保健・医療関係者、地域福祉関係者、学識経験者、介護保険事業関係者、市民団体、公募の市民委員からなる委員によって構成する。
	役割	推進委員会に対し、計画推進に関して意見を述べ、新計画策定に際して必要な助言を行う。
推進委員会 (庁内委員会)	構成	副市長及び各部署の部長等からなる委員により構成する。
	役割	計画の策定及び推進に関して方針決定を行う。
推進調整会議 (庁内推進会議)	構成	各部署の次長等からなる幹事により構成する。
	役割	計画の原案作成のほか、計画の策定及び推進に関して審議及び調整を行う。
事務局	構成	健康福祉部総務、長寿支援課、介護保険課、健康保険課、医療・年金課、保健所健康推進課の職員で構成する。なお、長寿支援課職員が事務局の庶務を担当する。
	役割	推進協議会の会議の開催及び運営に関する庶務を行う。また、実施計画の取りまとめ、第5期計画の素案作成及び「協議会」等との調整を行う。

3. 平成23年度協議会のスケジュール及び主な協議内容(案)

(開催時期)	(主な協議内容)
平成23年 5月	計画について、制度改正の動向について
7月	国の基本指針(案)について、第5期計画の課題等について、高齢者実態調査等結果報告
8月	介護保険事業の運営状況について
9月	第4期計画の評価について
10月	第5期計画の構成について
11月	第5期計画の素案について
平成24年 1月	パブリックコメントについて
2月	第5期計画の原案について
3月	第5期計画について

※ 上記以外にも制度や運用の改正等が行われる場合など、必要に応じて開催。